

電子指示書システムの利用申請における各組織の提出書類

a. 診療所

アカウント配布申請書

診療施設の開設を証明する書類の写し
(診療施設の開設届、診療施設の届出事項変更届、診療施設の開設届出済証明書の写しなど)
※診療所名、住所、管理者が確認できるもの

資料一式を一括で送付

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班

b. 生産者

提出書類はありません。

c. 販売店

アカウント配布申請書

動物用医薬品店舗販売業許可証の写し

資料一式を一括で送付

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班